鳥取縣公報 火每 金週 曜日発行(株日ニ常ル)

鳥 取 縣 知

西

次の通り公表する

昭和二十四年十一月三十日

日

か

鳥取縣告示第六百六十四号 示

告

鳥取縣財政事情の作成及び公表に關する條例によって昭和二十四年四月

昭和二十四年九月三十日までの期間における鳥取縣財政概况を

阿定規格A五判

昭和二十四年十一月三 + 日 水

矅 H

尾 愛 治

(第三種郵便物認可)

罗昭和二十四年十一月三十日

号

次

目

ŧ え が ž

昭和二十四年度財政について

 \equiv 昭和二十四年度豫算の收入及び支出の現况について

乓 四 昭和二十三年度歲入歲出决算につい ヤウプ勸告と縣財政について

T

ţ むすび

六

時借入金及び財産の狀况について

正例

誤

ニノニ寅

昭和二十四年度の縣財政について(1)当初予算について中

一ノ一頁

一、まえがき中

耐乏の中に

二ノ四頁

誤

表

ΙE

耐乏の裡に

本° 的

根 分 的

純縣費総額に対する割合

九七七、八三〇

員°

数

財源を削除

二行目各種財源の收入

二ノ九頁

職員新定数表中

昭和二十三年度予算定員に対する新定員の職員数

ニノ六頁

現計予算額分担金及負担金中昭和二十四年度

当初予算一、九七七、八○三

純縣費総頭に対する割合

2、昭和二十四年度

略述致しましたが今後**予**算

事業費の財源として

生業資金貸付目標額

入 場。

五ノ四頁

動告による税目改正案中

入場稅

四ノ三頁

十二行目中

生產資金貸付目標額

四ノ

一頁

昭和二十三年度歳出决算について中

四行目事業者の財源にして

ラ

一頁

同右九行目中

略述致しました・

今後予算

Ξ

頁

昭和二十四年度收入支出の狀况中

(第三種郵便物認可)

昭和二十四年十一月三十日

Ŕ

から

ŧ

各欄の円

円を削除

昭和二十四年度縣債予定額調中

十五行目中

同

五ノ七頁

六ノ二頁

適用する

十四行目中

災中央に対しても

ことくなつたのでありまして從つて從來のともすれば安易な国庫依存財政と受債財政とはこの際根本的に檢討を加 へねばならなくなつたのであります。

即ち国庫予算において地方配付税が予定額の半額以下となり地方債も亦その所要額の三分の一程度に圧縮せられる

ること」なつたのであります。この結果地方財政は洵に容易ならぬ事態に直面したと云ふことが云へるのでありま 御承知の通り昨年十二月経済安定九原則が発せられ中央、地方を通じ総合予算の均衡と云ふことが强く要請せられ

年度の前半期における本縣の財政がどのように励いてきたかについて、その概要を説明致します。

縣財政の狀况は昨年五月第一回の公表以來今回は第四回目の公表でありますので、これまでの公表によつて縣財政

131

の狀況は槪略御了解になつて居られること、存じますが今回は本年四月一日から九月末日迄の期間即ち昭和二十四

亦地方自治権確立の爲にも今後地方財政の動向は益々自主均衡の建前を鄧化せねばならないのでありまして従つて ひるかへつて縣民皆樣の経済生活は未た日にノ **〜耐乏の中におかれつゝあるのでありますが日本経済自立の爲にも**

地方財政の運営は益々皆様の直接の負担によらなければならないこと」なつたのであります。

の実現は皆様方縣民各位の絕大なる御支援があつてこそ、始めて可能なのであります。從つて皆様方に於かれまし 因より縣と致しましても経済安定九原則の方針を强く堅持して縣財政確立を図りたいと存ずるのでありますが、 も縣財政が縣民の生活面に及ぼす影響の極めて大きいことを認識せられ縣財政を自己の家計と同様に考へられま この公表によつて縣財政がどんな內容をもち如何ように運営せられ又如何なる動向を辿り つ」あるか

(第三類郵便物認可

					1
•				様な	鳥取
				息を充分	鳥 取 県 公 森
				で御檢	号
				討頂き	
· .				一班 発展	外
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \				様な点を充分に御檢討頂き縣政発展のために御協力を御願い致す次第であります。	昭和二十四
1				協力を御	昭和二十四年十一月三十日
) 				願い致すを	
				外第であ り	(第三種垂 復物認可)
(()				ます。	物認可ご
					 - - -
/ •	·		•		
*					
)				·	

6億8千万 昭和二十四年度財政について 昭和二十四年度当初豫算昭和二十三年度最終豫算現計 受べ、宝) (10、八%) 第二、四三 (二八、外) 6 億 記光,013 ラマ・01章 (1章・1%) ラマ・01章 (1章・1%) 部 (国代%) 4億 比 較 100、八四五 3億 對 照 2億 荗 (表中数字の單位千円) (表中数字の單位千円) 駅和二十三年度最終 1 1億 及使 縣 新 教料 稅 配 そ 寄 生產 收入 国庫支出金 総 縣 付 Ø 稅 金 額 僨 他

号

鳥取縣公報

外

昭

昭和二十四年十一月三十日

二十日(公

(第三種郵便物認可)

ニノ

昭和二十四年十一月三十日

鳥取縣公報

(第三種郵便物認可)

昭和二十四年十一月三十日

億8千万 五九七・二五二 四十 四当、六八六 (110、11%) 嵗 三、四一四(一七、〇%) 出 Ø **杂八、1**0₽ 部 4億 (四、玉%) 3億 (八八%) (八八%) 八三三(三八%) 五十、〇十六(二、四)) 七二、三〇(三、〇%) 三三二章 (1.0% 美、云允(二 労 が 会 及 そ 諸 公 保健衛生費 產業経営費 敎 土 警察消防費 縣 議 総

育

費

木

費

庁 숲

費

費

額

支

出 金 費

Ø

昭和二十四年度の縣財政に つい

常初豫算について

ります。 本年度の豫算は前回の公表において説明いたしました樣に四、 會に年間豫算を提案しその成立を見たのであります。 算の異例措置をとつたのであります。その後國庫豫算も成立しとれ等の諮問題も遂文解決いたしましたので六月縣 政整理の方針、 豫算が編成され、 これは經濟九原則によつて綜合均衡**豫算の建前が**強く嵏請されまして國庫豫算についても取り敢え亦暫定 公共事業その他國庫補助事業等について見透しが困難なる實情でありましたので已むを得ず暫定豫 本豫算は根分的に檢討されること」なり、 從つて國庫豫算に關連する地方稅財政制度の改正、行 五、六月三ヶ月間の暫定豫算を編成いたしたのであ

以下豫算の概要を御説明いたします。

豫算編成の方針

力牧支の均衡を圖ると共に他面如何にして縣民各位の要望に應え縣民永遠の平和と幸福のための諸施策を圖る 昭和二十四年度豫算の編成に當りましては、 かについて苦慮を重ねた次第であります。 經濟九原則の趣旨に則り健全なる縣財政の確立に重點をおきまし ベ τ. き

先づ第 て網羅計上し追加豫算の計上を出來るだけ避けることを原則と致したのであります。 一に豫算の統一性と導業の計畫性とを保持するため財政の許す限りにおいて年度内に豫見し得る経費は努め

第二に經費の生産的効果と事業の重要性とを檢討の上所謂旣定經費と云うが加き惰性的な觀念を排して經濟九原則 重點的且つ効率的な豫算の編成に努めたことであります。

(第三種郵便物認可)

右の二大方針に基き新規事業についても食糧の増産、治山治水、 の振興、保健、 くみに限定致したのであります 衞生の向上、民生安定等に寄與する事業及び縣政の將來に特に影響を及ぼすものと認められるもの 産業の振興、 經濟の再建、 貿易の興隆、 教育文化

かゝる方針のもとに編成致しました昭和二十四年度豫算の總額は前年度よりの繰越事業費を合

一般會計二十四億三千九十六萬圓という

本縣未曾有の豫算となつたのであります。 以下この豫算の内容を檢討して見ましよう。

豫算の使途とその財源

れて居り 分五厘と低下しまして教育費が最高位となります。 居りまのすでこれを差引きますと經常的土木費は二億七千九百九十一萬餘圓となり豫算總額に對する比率も一割 次の豫算表で判ります様に蔵出に於いては土木費が首位を占め全体の三割九分六厘に達し次が敎育費、第三位が産 まして一般歳入の充當は僅少であります。 第四位が縣廳費となつて居ります。 御判りになると思います。 産業經濟費等はその大部分が國庫補助金、 般蔵入の實に四割七分六厘が教育費に使われ次に縣廳費に二割一分二厘が、公債費に八分が充當さ これによつて見ましても教育費、 この土木費の中には災害復舊費が六億八千百七十五萬餘圓含まれ 尙とれらの費用の財源を第二表で檢討して見ます と獨立稅、 以上の點から考えましても本縣行財政の運營が如何に窮屈なも 起債、 縣廳費が甚しく縣財政の負擔となつて居ることが判り 寄附金、 生産收入等の特定收入をもつてまかなわ

く御諒承のこと 、存じますが國庫補助金、 配付稅、 縣債などが收入の大

縣財政は自主性に乏しいと云えるのであります。 部分を占めて居り、 縣の獨立財源であります縣稅は僅かに歲入總額の一割四个に過ぎない實情でありまして實に

表で見えます樣に歲入總額に對する縣 税の割合が昨年の八分五厘に比較して本年は一割四分六厘に上昇し であります縣民の皆様の税負擔額が増加した結果でありまして特にこの點には御留意をい より綜合均衡豫算の建前がとられましたため國庫から地方團体への財政支出が減じこれを補うために縣獨自の財源 對に國庫支出金、 とゝで特に御說明申上げたいととは本公表の卷頭に掲げて居ります昭和二十三年度と昭和二十四年度との豫算比較 配付税、起債等の國庫依存財源の割合が下降して居ることであります。この實態は經濟九原則に と存じます。

和 _ + 74 年 度 當 初 豫 算

-						
2、收公企業	配	目	獨	1、縣	科	
及び財産	付	的稅	立稅	稅	目	歲
					豫	
四、七十四	1107,01	五、三八二	宝三、七六、	六六八〇四	算	
四、七七二、九八五	11,000	八三六	六	054、255	額	Ì
0	<u>=</u>	<u>•</u>	四六	二七 %	比率	入
					備	
					考	
5、教	4、 土	3、警察	2、縣	1、議	——	
育費	木費	消防費	廳費	會費	目	歲
					豫	
乳七、一五	九八八次	=(1)	二三、盐三、	して、〇九七、	算	
	0114,11.	荛、 三	兰九四	宅、 八 究 圓	額	
四	完	<u>•</u>	Ç,	0 -5%	— 比 率	出
				,	備	
					考	

外

鳥取縣公報

号

-														00511	-					-						200		بالداروس	
13、諸 支	12 公	11 選	10 統計	9、 財	8、產業	7、保健	6 設社會	5 、 教	4、 土	3、警察	2、 縣	1、議	科	oooll	1	•					(ま生産	(1) 表 9 の の	歲人		10 縣	9、 雜	8、繰	7、繰
出金	債費	學費	調査費	產費、	米經濟費	と 衛生費	設費 社會及勞働施 一	育費	木費	% 消防費	廳費	會費	目	2						A STATE OF THE STA	•	物收入、	雑牧人は明	合計		債	牧 入	越金	入金
四、天公、公三	五、黑七、七四	一、三云、八00	一六、天七、夳六	H' 11H' 000	四一三、四一四、三九三一四〇、九九七九三〇一一、六二六、〇五五一三、三四七、五四四三〇、四二一、二〇八五九、四八〇、〇〇〇	三二、〇七三、三九七一〇、六六九、四八	七〇、一四五、〇111三三、九二八、四九五	五七、一五一、四 四三	九六一、六六二、七二〇五二三八八七二二四	三、宝光、三四二	二二三、九五三、九二四五一、四九八、二二八	一七、〇九七、八六九	豫第高	、昭和二十四								物品賣拂代、個	/\	11、四三0、九六0、000					
四、12、公兰		1.000.000	六、五八七、六三六 六、1三〇、六三六	1	二四〇、九九七九三〇	10、公光、四八	三三、九二八、四九五	二三〇、七六九五四	吾三八八七二二四		五一、野犬、二六	•,	補國助庫	年度當初豫								裸替金等を引	らない納付へ	KO'000 100•0		四六一、四三〇、〇〇〇 一八・九	古、六宝、0九	六、留八、三九	图0,000
	- -		1	1 -		E0,000	1100,000	一元五、000	九、一九、一九	i	1	[寄附	昭和二十四年度當初豫算費目別財源表								繰替金等を計上して居り	金、 償還金、	<u>.</u>		九	= 0	<u> </u>	
1題0,000	ı		1		三、三四七、五四四	五、五八六、六五〇	1117000	二元五、000億二、二三0、1100	三、岩岩三、三路〇	1	区0011、0回图	一直	手使上數用料料特									* .	(1) 表	歲	14 、 豫	13、	12.	11、選	10 、 統
	1	1,		1 .	三0、四二10人		1110,000	£00°000	100,000		四、三天	亅圓	牧生 定 入産 財						r *		を計上して居ります。動費、渉外費、特別会	い 費等であり	めるが2縣の一般	出合計	備	支出	債、	學	計調査
		l'	ı	1	尭、50、000	1	<,000,000		100、000三五三、九五0000			頂	起源			<u> </u>					居ります。	地方版興費	- 藤費には主 の使い方に	1172	費	金 	費	費	費
二、二五〇、九七	五、九四八、五四五			1元,000		至000、000	せ、人口にせる	六、三人九、五品	一四、九六三、八三〇	至0,000	三、三六三、九三	圓					*				特別會計繰入金、	い数免費、地方版興費、縣政企制調査費、費等であり13 諸支出金には12 までの費目に	よつて十四	二、四三0、九六0、000	1100,000	四、秃龙、台二	五九、四五七、七一四	1、1、5两、八00	一六、天七、六三六
二、一五〇、九七二三宝、〇八八、九七六	五、九四八、五四五三三、五〇九、一七九	- 三宝四、八〇〇	三宝七、000	二、九七五、000	人、当0、1六四四人、人二、三十二	五000,000 10,444,11公元	七、八四二、七六〇一九、九三二、七六六	六、三人丸、五四四三二六、九七八一五七	一四、九六三、八三〇一五、八〇九、二三七	三、三、五、三四、	三、三六三、九三二一四一、〇四六五九四	一七、〇九七、八六九	純差縣費引						<i>∑</i> . . ∵∀		質くじ發行費等	い数免費、地方振興費、縣政企制調査費、公服活費等であり13 諸支出金には12 までの費目に入らな	めるが2縣瘾費には主として職員の給與費及需要費目は豫算の使い方によつて十四種類に分けて定の一説(明)	100•0	1	- -	四四	0-1	O <u>+</u> :
五				• •	ナ・ミ	 *	= 0	四里。六	=======================================	○ •±.	=	<u>-</u> ₹%	制電純					•.			質 等 ?	公報舌 ――	帯で要定						

	鳥坂縣公報	号	外昭和	昭和二十四年十一月三十日	乃三十日	(第三種郵便物認可)	物認可)	ニノ五	JI	
. ~	14、豫 備 費	000,000	1	1		·			1100,000	
	合計	二、四三0、九六000C	171三、100	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	三、二八〇、大七八三		大1、四三0000至	四、五七七、八六七六	、六六、〇四七四五七	100•0
	表の説明	73								
	柄 付金道路損傷擔金、償還金等であります ①同上特定財源とは歳出の各費目に關連する諸收入であつて、この内その他の欄に掲げてあるものは繰替金、	柄 付金道路損傷擔金、償還金等であります同上特定財源とは歳出の各費目に關連する	途等であり全質目に關連す	る諸牧入で	あつて、と	の内その他の	の欄に掲げ	てあるもの		恩 給 ———
	(2)差引純縣費とは獨立稅、	は獨立稅、目	目的稅、配付稅	配付税であります。		· .				
	図 追加豫算について	いて	* .				-			,
	當初豫算の編成方針に	方針において、		申述べました様に追加豫算は極力抑制する方針でありましたが営初豫算編成後、	豫算は極力な	抑制する方針	町でありまり	したが営初発	深算編成後、	國
	して、九月末日現在の豫算現在、庫補助の追加交付によるもの、	九月末日現在の豫算現在額は次表の通り二十四億七千百三十七萬餘圓となつて居り當初豫算に比較して四千の追加交付によるもの、災害復奮費に闘するもの、その他緊急施行を要するもの等の追加更正豫算がありま	佐額は次表の 災害復奮費	近額は次表の通り二十四億七 災害復奮費に闘するもの、	億七千百三十の、その他的	·千百三十七萬餘圓となつて居り當初豫算に比較しその他緊急施行を要するもの等の追加更正豫算が	となつて居り安するものな	9當初豫算に	上豫算があ	て四千ま
	四十一萬餘圓の增加を來して居ります	増加を來して日	店ります						, i	
						•				
							• •			
			1	* .	·			·		
_									WAS ASSESSED TO THE PARTY OF TH	

00513	los	昭和	和二十四年度現	計	第初調		,		
			歲	入		8.1 (***) 18.65	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	_	1
	科	· 日	當初豫算	割同合上	會追加額	會追加額 —	會追加額 明	現計豫算額	割合上
	縣	稅	六六六、〇四七、四五七	三七 四 %	<u> 8</u>	三、0日0、九10	玉四末、000	六九、六三、三六七 六九、六三、三六七	구 - 4
	獨	立稅	三五九、〇三四、四五七	四八	1	. 1	1	三宝九、〇三四、四宝七	空
	地	方配付稅	000,[11]0,40[1]	三六		三、〇三〇、九10	五四五、000	三10、五八八、九10	= <u>*</u>
	公企業及	公企業及び財産收入	四、七七二、九八五	0	1	1	△ △、九○七	四、六九0、0七八	0•1
	分擔金	金及び負擔金	一、九七七、八〇三	0		至0,000		二、01年、全10	0
,	使用料	料及び手敷料	金、1℃、大大	三	1	1、六四三、四〇〇	▲一二夫、公	八三、六四五、一九〇	三四四
,	國庫	支出金	1、11三、0八九、三00	望.	1	一七、〇四四、四八	△二、一九、○四へ	二、一八九、〇四八 一、二二七、九四四、六八〇	翌
	寄	附金	117三天071宝四	0 九	<000,000	元三二00		二元、六四三、四五四	<u>:</u>
	繰	入金	EO 000	· .		1	1	到0,000	0
	繰	越金	六、四四六、三元八	0.1		元五,000	l	六、三、三、元、	0.11
	雜	收入	七二、六一五、〇九八	= 0		三天、宝	四一四三	当、01六二公三	<u>二</u> 乳
	縣	債	四大一、四三0、000	九	l	三、五八0、000	-	图书图、010、000	九
F 4	合	計	.11、四三0、九六0、000 100•0	100.0	₹ ,000,000	三宝、三宝、充二	△ 二、八六三、四二	4 二、人会、四二 二、昭二、三二、二人0 100-0	100•0

号

外

昭和二十四年十一月三十日

(第三種郵便物認可)

					- !.		ţ
1				0	1,00,000	備費	*
i		三元、100	Ī		四、五八七、八三	出金	證支
1				二	尧、 四五、七回	债费	公
2,	古二一究	蚕穴、八00		, , O	1、三国、人00	學費	選
1		元一、四次		0 <u>.</u> +	一六、天人七、六三六	調査費	統計
1			1 '	0,1	111111111111111111111111111111111111111	產費	財
9	発 0000	四、二二、三00		14.0	四三、四四、完三	經濟費	産業
1		二、00元、1至	•	-	三二、〇七三、三元七	衛生費	保健
本	芬美、	二、蚕七、九0八	ļ	二九九	40、104、011	社會及び勞働施設費	社會及びな
. 1		100,000	<,000,000	二品。六	五九七、二五二、四四三	育費	教
1		宝、0吴、久二	1		九六一、六六二、七二〇	木費	土
1		1,00,000		0•	三、三克、一四三	消防費	警察
ブワ	△ 肾、杏三、一大	Ī		八九	二二三、九五三、九四	廳費	縣
9 ,	000°,000	ļ	1 н	O. 4-	一七、〇九七、八六九	會	識
3	含 追加 额 時際	會追加額	會追加額 二	部同 合上	當初豫算額	目	科
				出	歲		

合 闘しましても右の措置に對應致しまして、 次に今期におい れに關する職員定數條例及び豫算更正の措置を執つたのでありまして、その内容について次に申上げます。 よう强く要請されておるのであります めに地方においても、 る」閣議決定をされ、 本縣といたしましては、 おきましては經濟九原則の要請に卽應いたしまして職員の整理を實施したのでありますが、 計 て縣財政上重要な問題でありました職員の整理につきまして一言説明いたします。 これに基きまして、 二、四三〇、九六〇、000 この問題は重要の問題でありますので、 1000 **₹,000,000** 慎重に檢討を重ね、 三宝、三宝、六九 △一、公三、四三 二、四一、三三、八六〇 去る八月の蘇會におい

0.00

人員の整理を自主的に實情に即して實施いたし、經濟安定の國家的要請に積極的に協力す 坦万自治行政の綜合的且つ能率的な運營と地方財政の健全化に資するた 既に二回に亘つて「地方公共團体の行う機構の刷新及び人員整理に闘す 地方公共團体に て、

現業三割、 政府においては、大体人員整理率を、原則として縣職員については、昭和二十四年三月一日の豫算定數に對し、 に即するように決定したのであります。 現業二割としておりますので、 この方針により事務の性質及び財源關係等を充分考慮して、本縣の實情

來年度以降は二千二百七十四萬餘圓の職員費の減額となるのであります。 この内職員の減員に伴い國庫補助金等の減額もありますので本年度の純縣費負擔額の減少は六百八十七萬餘圓とな との結果は次表の通りでありまして、これによりまして、本年度は豫算において一千百三十七萬餘圓減額となり、

昭和二十四年十一月三十日 (第三種郵便物認可

鳥取縣公報

뮺

外

ラ

員

定

表

一般職員

そ

Ø

計

溫 人

ミ さ人

鳥取縣公報

昭和二十四年十一月三十日

(第三種郵便物認可)

00516 (1)昭和二四、三、一理在)昭和二十三年度豫算定員數

(口)

(N) 昭和二十四年度豫算計上定員數

> 二、四四〇 二、岩秀

23 至

甇 뿚

二、杂类 二、六六

壹

=

를

10

 \equiv

 \triangle

占

(=)減差 員 數引 |對する新定員の職員數

今後の縣財政

| 對する新定員の減員數|| 昭和二十四年度豫算定員に

小學校及び中學校の教員に對する國庫補助定員の減負に伴う措置費・・・九、八七四千圓本年度上半期における縣財政の實情は上述の通りでありますが今後下半期においては の見透しに

て

退職手當、 寒冷地手當所要額 生活保護費等の義務的經費

その他緊急施行を要する追加經費

四五、 八、 t

000 九〇〇 八〇〇

は均衡を保持し得るものと考えて居ります 九千二百五十二萬圓歲入不足となりますので地方配付稅の增額を以てしても尙相當の不足は避け難い實情にありま を要する見込でありますが、 すが今後の追加豫算の抑制、 一方蔵入面においては經濟九原則による起債抑制の結果豫定して居りました起債が約 起債事業費の再檢討、 及び前年度繰越金の充當等の措置によりまして本年度の縣財政 八一、 五七四千圓

昭和二十四年度收入支出の狀况

00517

=

源の收入に支障を來し從つて、本縣予算の執行も時により、不円滑になり勝であつたのでありますが本年度におい 経済事情も一応安定化の方向にむかいつ」あるのでありますが、 終戰以來昻進の一途を辿つてゐた惡性インフレも諸施策の遂行による生產指数の漸昻と通貨膨張の鈍化によつて、 ては終戰以來、累年の收支の狀况に比べて余程安定しつゝあることを感ずるのであります。 其の反面国民経済力の低下は租税を初め、各種財 其の收入支出の狀况 K

ついて、概况を申述べます。

縣としては財政資金の運用上重大なる関心をもたなければならないのであります。 **庫支出金の交付が遅れ勝であつて今期に於て、二七%の收入を見てゐる現狀にありますことは窮乏財政にあえぐ本** 稍々上昂を示しており事業の進捗狀况に対比して比較的順調であります。然しながら予算額の約四五%を占める国 先す一般会計の收入狀况は歲入予算額式拾四億七千壹百参拾七万式千貳百八拾円に対し、現在迄の收入済額は七億 九千参百式万八千壹百七拾参円でありまして予算額に対する收入比率は約三二%となり昨年同期の二八%に比較し

事業税の賦課期日が九月以降となつてゐる爲であつて十月以降に於ては充分徵收出來る見込であります。 があつた爲漸く上述の様な縣稅の徵收比率を保つているのであります。 縣税につきましては予算額の四七%を徴收しており大体良好でありますが、内容を個々について見ますとき縣獨自 の財源である獨立稅は二〇%、目的稅は〇、六%を徵收したに過ぎない実狀であつて、配付稅に於て七八%の交付 この原因は獨立稅の大半を占める縣民稅、

縣債につきましては起債の承認が未確定の事情にあつて借入れが遅れており使用料及手数料等においても大部分の 收入時期が十月以降になる関係で現在では約平均三○%程度の收入をしてゐる狀况であつて、 昨年度に於ける同期

三

(第三種郵便物認可)

号

鳥取縣公報

昭和二十四年十一月三十日

外

%の六億八千九百貳拾四万六千参百四拾六円であつて昨年度の二五%に比較すれば幾分よくなつてゐるのでありま 次に支出の狀况について述べますと羨出予算額式拾四億七千壱百参拾七万式千式百八拾円に対し支出済額は約二八

すが其の内容の約六〇%は人件費、物件費等の義務的経費であります。今後事業の進捗に伴ひ支出を要するのであ

事業の執行に支障のないよう致したいと思ふ次第であります。

りますがこの財源確保の為極力收入の促進を図り、

の收入步合二五%に比較し五%程度上廻るものであります。

使用料 分担金 国 公営企業及財産收入 科 力支出の節減と收入の確保に努力し以て健全財政の確立に万全を期する考へでおります。 以上を以て收入支出の狀况を略述致しました。今後予算の執行に当りましては常に経済安定九原則の精神に則り極 得ず参千万円の一時借入をなし、当面の支拂に支障のないようしたのでありますが、其の後配付稅の交付を受けた 尚年度初期に於ては收入が極めて僅少であるのに反し支出は

人件費其の他義務的経費が相当額に達するので止むを ので六月中旬に至り全額償還致しまして現在では一時借入金は致しておらないのであります。 地 目 獨 及手 及 方 支 收 入 附 越 負担 配 的 立 付稅 目 料 金 稅 稅 入 般 会 予 二、智、言二、三八〇 一、一二七、九四四、六八〇 計 六六九、六二三、三六七 回2010,000 三10、天八、九10 三三、七六、四 七三、0一六、二八三 元、六四三、四五四 算 八三、六四里、一九 こっている。 五、三八、三六 大、七三一、三九八 四、六九0、0七八 收 图0,000 額 入 狀 三七、一八三、七咒 九三、〇二八、一七三 言れ、七二、三宝 三1、四11、六00 11国11、11国11、0000 一一六、六七六、八八四 况 一七、四四一、八八四 也三、九二、六二七 済 至九、一七 二、谷高 額 收 入 一、大七八、三四四、10七 △一〇九、九四五、四八六 量当、四式、六八円 二大、八〇四、五三四 图中图 010 000 ハハ、三三、四宝 五五、五七四、三九九 元、0公园、六三 五二、二三三、五九〇 芍~、三云、九10 未 五、二八八、一八四 このは、大川の 四、大七七、四四八 済額 图0,000 (三四, 九 三(現在) °, 50 当 罚 云 킆 芺 등 = 備 考

鳥取縣公報

号

外

昭和二十四年十一月三十日

(第三種郵便物認可)

三ノニ

六

	. 0	100,000	, 0	000,000	費	備	F
	nio_	二九、二八一、九三二	11、大三宝、100	四一九七、〇三一	出金	支	諸
	九七	一、三五五、三五八	五八、1〇二、三六六	五九、四五七、七二四	費	債	公
	쿡	一、一七四、八七九	七10、八九0	1、八八五、七六九	費	挙	選
	声声	10、九九七、五五二	五、八八、五三〇	一六、八七九、〇八二	查費	計調	統
		二、0七、二人二	7.0回7.中八	11111000	費	産	財
	110		八五、二六五、六二三	四一八、五九六、六九三	済費	業経	產
	Ħ	11三、八九二、七九〇	10、1八九、七六四	三四、〇八二、五五四	生費	健衛	保
	=======================================	五四、二〇六、三一三	一九、一五三、一九六	七三、三五九、五〇九	施設費	社会及労働な	社会
	凹三	三四一、七八三、九七五	二六三、四六八、四六八	大〇五、二五二、四四三	費	育	敎
	111	八六二、三二九、三七三	1二四、1140、11六	九八六、六九九、八〇一	費	木	土
	29	11、0川井、111	1、副1四、1 11	三、四玉九、二四二	防費	察消	警
	中四	一〇九、五四二、〇四七	九九、七八九、七一六	二〇九、三三二、七六三	費	庁	縣
	四%	九、九二四、二至三	で、三号、六四	. 一十二十二十八元	費	会	議
考	支出済額の比率 備	支出未済額	支 出 済 額	予算額	圃		科
	(二四°九、三〇現在)	() <u>M</u>	狀况	会計支出の	般		
		(第三種郵便物認可)	昭和二十四年十一月三十日	外昭和	号	鳥坂縣公報	皀

縣 縣財政の急激な膨張に伴いまして縣税予算額も昭和二十三年度の二億八拾四万余円に対して二十四年度は約一、八 稅 出 12 計 0 () τ 二、四一、三二、二六〇 **六九、二四六、三四六** 一、七八二、一二五、九三四

倍の三億五千九百三万余円というように著しく增加して來ました。 %强の好成績を收めたのであります。 この縣税の收入狀况については別表の通りでありますが昭和二十三年度においては皆様の御協力によりまして九七 尚本年度に於ては前年度九月末日現在の徴收成績よりは若干上廻つて居りま

すが必ずしも良好と云へない実情にあります。 健全財政維持のため納税に縣民各位の一層の御理解と御協力を御願い致したいと思う次第であります。

昭和二十四年十一月三十日

(第三種郵便物認可)

三ノ四

(第三種郵便物認可)	
三ノア	

A THE CONTRACT OF THE CONTRACT	三ノ六	(第三種郵便物認可)	昭和二十四年十一月三十日	外 昭和	鳥取縣公報
九七、二五	六、五八三、七一三、〇一	1 四月,日本民一日田	二二九、一八四、四四一、三三	二层、九〇一、玉三九、三九	合計
九四、六二	次九、O二1、三二	一、0八七、八0	1、1三1、六11、00	1,1101,110,111	都市計画稅事業稅割
九九、六二	二、二九玉、〇〇		六一六、六〇五、〇〇	ベーハ、 カ00、00	庭
九九、二三	111、11四十、00		1、100年,第111、00	1、四一九、七七九、〇〇	ミ シ ン 税
100,00		•	阿八三、五七一、五〇	四八三、五七一、五〇	入湯稅
九八、九六	大〇、四九六、八〇		五、九〇九、四二一、八〇	五、九六九、九一八、六〇	遊興飲食稅
九九、七六	11,1400,00		一、四五六、九一三、五〇	1、四六〇、四一六、五〇	狩 獵 者 稅
100,00			() () () () () () () () () () () () () (英0、1 二七、英0	漁 業 権 税
九八、三八	11六、三六九、〇八	₽ ,0,00	中一国二个四个国际	七、二五九、八八九、五一	木材取引税
九七、三七	二五六、五七七、〇五	图117第0	九、五五〇、八〇二、二五	此、八〇七、四九1、八〇	不動產取得稅
11-10 11-10	九六、六四六、10	00000時	三、カーウ、カニウ、コス	三、心里、1三元、三元	電話加入 権 稅
					And the second state of the second

		(AND THE PERSON NAMED AND POST OF THE PERSON N	The state of the s	- A THE PERSON NAMED IN COLUMN TWO IS NOT THE PERSON NAMED IN COLUMN TWO IS NAMED IN THE PERSON	Notice of the Party of the Part	
100,00			1、三六二、1年4、00	1 7 三天二 7 三 五 7 00	稅	柱	電
100,00	-	:	00,0011,411	00、0011、中川	稅	道	軌
九宝、八二	1九四、五七三、四〇	11,000,00	六、八二五、〇五六、〇〇	七、一二二、六二九、四〇	稅	動車	自
か(0)	一八、八〇二、五〇		一七〇、七〇八、九〇	一八九、五二一、四〇	稅	舶	船
三、五	五三三、九七七、七六	のなっぱのは、の説	ニスニ、セミス、大〇	八六七、四二〇、〇六	稅	×	鑛
九九、九三	三、八六七、五七	四大、10	犬、八四六・二七八、四二	六、八五〇、五六二、〇九	稅	氣ガス	電
九九、宏三	二一、五八七、六五		四、大四三、〇一三、八三	四、六六四、六〇一、四八	稅	消費	酒
九九、四五	00, HCH, 02	四、三七九、八〇	一五、三九三、五四〇、九二	一五、四十八、二二三、七二	稅	場	入
100,00	3		九四、九三一、00	九四、九三一、00	稅	產	鑛
九九二五	九、七一九、00		1、二九二、三〇四、〇〇	1 10110111100	稅	別所得	特
九三、三五	二、八〇〇、八九九、九五	०५,५०॥,५भ	五八、六三三、〇三五、五〇	大一、四九一、二四三、二五	稅	業	事
九八、八二	一四六、八六九、八〇	一、〇四四、九〇	一二、四四六、八〇三、三〇	1二、五九四、七1八、00	稅	屋	家
九、二〇		11111 00	一四、四七一、二六八、七六	一四、五八七、〇六八、二二	租		地
九七、四五	一、九五〇、三八九、五七	1三、1六1、至	七式、二人、大三大、七四円	せて、〇八二、二八七、八八円	稅	民	縣
收入步合	收入未済額	不納欠損額	收入 額	調定額	目		稅
		狀况	度 縣 稅 徵 收	二十三年	昭和		

稅

民

			CECCE CONTRACTOR OF A CONTRACTOR OF THE CONTRACT				
追徴を九月に賦課したため	100	至至	三二、六九六	元、五元	さい言	稅	
	五四、五	四九、一	二、三〇二、五三九	ニ、三八、吾回	图"用川"(0美)	稅	車
追徴を九月に賦課したため	五二五	元	スポンニュ	五六、二六二	四 四	稅	
	三、四	一 六	五二五、三七九	八、五九九	五三三、九七八	稅	
	九九、七	丸	4411,111	第二四二二四	五、二七三、五一八	稅	ス
	奈え	스 스 글	九三二、八四五	四、〇四三、〇九八	四、九七五、九四三	稅	費
	元	二. 中	四、七八四、五三七	九、八四六、三一七	一四、六三〇、八五四	稅	
	1	四,0	元、 一〇	云、五六	七三、七五八	稅	
	1	二、九	二、二四、六克〇	太四、1011	二、一八八、七五二	稅	得
一一月調定	= = =	三九	六四、八七一、八八〇	ニ、六八一、七五五	六七、五五三、六三五	稅	
	盟'—	力、二	三、中五三、二二〇	一四、三角四、〇六四	1八、10七、1八四	稅	
	五二十	- 装、一	六、五二八、二六二	一つ、八〇八、五七六	ニセ、三三六、八三八	租	
たため 本年度より二期徴收とし	量 %	7%	一三、四男、八〇七	一、二岩、三、	四、六三、二宝	稅	
備考	收入歩合 収入歩合 前年同期	收入步合	未納額	收入済額	調定額	目	
三〇現在)	(昭和二十四、九、三〇現在)	(昭和二十		松 狀况調	昭和二十四年度縣稅徵收狀况調	昭和二	

酒

区ガ

入 鑛

場

特 事 家

產所業屋

	三四、六	四0、五六	10九、五四七、六七六	中国、八二〇、〇五二	一八四、三六七、七二八	縣 稅 合 計	
二十四年度より				,		水體利 地 益 稅	水
	宝	己、九	11三、五二三	10,1111	一四三、六宝五	都市計画稅事業稅割	都
同	1	七九、0	1 1111 7 011图	四九六、七二六	され、七五〇	園稅	庭
前年度は一〇月調定	1	八六、四	二〇七、九八四	一、三九、五二六	1、五三七、五10	シ ン 稅	ĩ
	九六、七	八四、八	三九、一九四	二九、一六三	11五八、三五七	湯稅	入
	五十、0	空、六	一、門一、三岩	三、一二一、七七九	四、六〇二、九一六	興 飲 食 稅	遊
	二 _ 之	三二	17,100	1,100	三、五〇〇	獵者稅	狩
	<u> </u>	大、五	1二、五九五	四六、〇六五	玉八、 大六〇	業権稅	漁
	三、五	三三	二、〇八九、四七九	1,00年,四年1	三、〇九四、九三〇	材引取税	木
	四九、〇	ラ	五、三五三、〇四七	三、三八七、二九六	八、七四〇、三四三	動產取得稅	不
	岩、 六	次、六	一八、八八二	一、三四九、二五七	一、三六八、一三九	柱稅	電
	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	스 즉 (四	大田二、一戸三	三、二五二、五〇元	三、八九五、六三八	話稅	電

鳥取縣公報

号

昭和二十四年十一月三十日

(第三種郵便物認可)

- 100 mm - 1			Carpet (Maga).		
The state of the s	七三	ハニセ、七四五	二、三五五、二五五	H117H1000	競馬事業費
	吴	一六、二七四、六六五	五、八七六、一五八	1二、1五0、八二三	縣立中央病院事業費
	=	一、五八七、000	五八三、二一六	1,140,114	無畜農家解消事業費
	<u> </u>	一、三三、四七	四大六、五八四	1、六1八、001	畜牛增殖獎励事業費
	0	四一、九八五	0	四一、九八五	自作農創設維持 獎 励 資 金
	=	四、〇七一、六五宝	一、八七六、九四八	五、九四八、六〇三	印刷事業費
		一、大八九、六三三	11X, 400	一、九一六、三三二	縣立寒業学校実習費
	0	40il	0	中〇年	学 校 生 徒獎励資金
	0	111110	0	1117100	就学獎励資金
	0	111、11000	0	1 NT 1800	教 育 資 金
	0	三、六五五	0	三、六五五	男女青少年團体事業獎励資金
	₹% ************************************	1、0九三、0110	四六、六品	一、类一、七四	災害救助基金
備	支出済額の比率	支出未済額	支出	予算額	会計名
RESIDENCE TO THE PROPERTY.	現在)	(昭和二四、九、三〇現在)		支出の狀况	持別会計
		3			als der Colonia de la colonia
		ſ.			,

災 縣立宾業学 男女青少年團体事業獎励資金 縣立中央病 無畜農家解 畜牛增殖獎 自作農創設維持 会 害 生 育 奬 救 事 徒獎励資金 計 特 励 校実習 消 助 励 事業 事 励 業 别 基 業 餐 会 費 計 收 予 入 三、一吾、八宣 算 - 140, = X 1、六八、001 玉、九四八、六〇三 一、委一、七四 一九一六、三三 0 四一、九八宝 三、180 00回。周1 三、公宝 狀 額 **₹** 况 收 入 二、〇九〇、五九九 六、四九五、一九バ 二、01二、八二次 一、秃、龙、 済 六三四、O八五 ○八五 三気、ころ 四八七、三二七 二、穀 七、野 一、蓋 額 四九四 收 入 一五、公宝、大三七 未 一、宝四六、一三 三、九三五、七七七 一、一言の、大中国 1、0551、1901 一、六四、一三 △君、○品円 済額 同、馬二 九 △四、0寸八 10、1團 11、10回 스 三〇現在) 一 픙 를 五. 四 픙 荭 備 考

黎面众自

米川堰堤改良事業、

大口

昭和二十三年度歳入歳出决算について

1.

七千八百餘萬圓(豫算額に對して六七%)歲出において十四億六千三百餘萬圓(豫算額に對して六二%)となり 昭和二十三年度における蔵入蔵出豫算額は二十三億四千九百餘萬圓でこれに對する決算額は蔵入において十五億

差引一億一千六百餘萬圓は望年度に剩餘金として繰越となつております。

剩余金の内翌年年度へ繰越された事業者の財源にして充営する六百四拾萬餘圓を差引致しますと純繰越金は壹億

壹千貳拾貳萬餘圓であります

先ず競入についてみますれば豫算額に比較して約七億七千百萬圓の减收となつておりますがこれを内容について

その増減の主なものを説明致しますと、

縣稅では二千八百餘萬圓の增收となつており、 これは經濟情勢の變動による事業稅、 入場稅、 不動産取得税等の

自然增收と鋭意滯納の整理に努めた結果によるものであります。

國庫支出金は四億九千九百餘萬圓の減收となつておりますがその主なものは

義務教育費下渡金二千七百餘萬圓とれは實際の支出額に對して一定率により交付されるいわゆる精算補助で あつ・

厚生費補助一千四百餘万圓とれは當初生業資金貸付月標額を二千萬圓豫定していた處一千二百餘萬圓减額となつ て缺員の不補充、俸給再計算による切下げ等により豫算額通りの支出を必要としなかつたゝめであります。

たのとその他國家豫算の都合により一部减額されたよめであります。

土木費補助四億二千八百餘萬圓及び農業土木費補助二千二百餘萬圓は災害土木復舊費、

一月三十日

堰用 めであります。 水改良事業及中海干拓等の翌年度への事業繰越に伴つて財源である補助金の交付が翌年度に繰越とな づた

00529

下げした收入百五十五萬圓その他運用金利子の增收によるものであ 公企業及財産收入は約一百八十萬圓增收となつておりますがこれは元商工獎勵舘跡地を鳥取檢察廳敷地として拂 ります。

口堰用 分担金及負担金は四百九十餘萬圓の減收となつておりますがこれは前にも述べました通り 水改良事業が翌年度に繰越となつたゝめこれに伴つて地元負担金が減少したゝめであります。 米川堰堤改良事業及大

三百萬圓豫定致しておりました處年度中途より 寄附金は四百六十餘萬圓の減收となつておりますが主なものは農業土木費寄附中當初中海干拓事業地元寄附金を 全額補助事業となり 全然寄附の必要がなくなつた」めであり

縣債の借入れについても國庫補助の變更に伴ひ各種事業の繰越及び變更等に伴つて二億七千七百餘萬圓の借入不 額を生じました。

料の不足による生産不振並びに育苗生糸代金等の單價暴落に基囚して减收となつたのとその他各種資材の斡旋及 雜收入は一千三百餘萬圓の減收となつておりますがこれは生産物賣拂代において各種試驗設備の竣工遲延及諸原

尚その他の諸牧入におきましても多少増減はありましたが何れも豫算額の九九%程度の牧入を確保致 L て ま

市町村等の薬品費の立替金において豫定通り立替を要しなかつた等によるものであります。

次に歳出について述べますと御承知の如く昨年度は異常に經濟事情の變動した年でありまして特に年度末期に至 經濟安定九原則の實施による各種事業に對する補助の打切り減額等の爲縣財政も一段と急迫の度を加えてきた

653

干の開きがありましたのとその他國庫補助金の减額經費の天引節約等によるものであります。 延义は給興ベースの改訂、職員間の給與の調整等累次に亘つて改訂があり不安定な状態にあつた 諸支出金の七千六百餘萬圓、 その主なもの ら實際の不用額は一億八千六百餘萬圓ミなります。 八%に相當する七億餘萬圓は災害土木事業及農業土木事業等の事業繰越に伴つて翌年度に繰越致しておりますか **決算の結果とれを豫算額に比較致しますと、** を重ね萬一の歲入缺陷に備えると共に常に事業の進捗に支障を來さぬよう措置することに努めたのであり**ます**。 であります従つて豫算の執行におきましては愼 重に愼重を期して「收支の均衡」と「支出の緊縮」に種々苦慮 を内容について説明致しますと、 これは一般職員及小學校、 八億八千七百餘萬圓の不用額を生じておりますがこの內豫算額の二 中學校、高等學校等の職員給與改善費において充員の建

て各種事業の打切り縮少又は事業の移管等によるものであります。 土木費一千二百餘萬圓、農地費三千五百餘萬圓、產業經濟費一千二百餘萬圓等は何れも國庫補助金の滅額に伴つ 1め豫算額に若

社會及勞働應該費二千二百餘萬圓は歲人において述べました如く生產資金貸付目標額が當初豫定してい た額より

保健衞生費一千餘萬圓は傳染病豫防費及結核豫防費等の なりその他の事業につきましても國庫補助金等の減額によるものてあります 一千二百餘萬圓減額となりましたのとその他事業の縮少及び變更等によるもいであり 國庫補助金が精算補助である ます。 ため一 部年度内に 未交付と

以上は主なるものを説明したの が總べて收入狀況を考慮し尙且極力經費の節約に努めたゝめであります。 でありますがその他のも のにつきましてもそれ 若 干の不用額を生じておりま

 2

鳥取縣公報

號

タト

昭和二十四年十一月三十日

(第三種郵便物器可)

四

號

四ノ四

に意を注いだためであります。 りますがこれは各會計に亘つて獨立採算制を堅持し豫算の執行に當つては「收支の均衡」と「支出の緊縮」に特 十三萬餘圓(豫算額に對して八二%)となり崇引翌年度に剩餘金として繰越する額は百四十一萬餘圓となつてお 各種特別會計について述べますと竣入合計は一千八百五萬餘圓(豫算額に對して八九%)歳出合計は一千六百六

6.00

昭	
和	
+	
Ξ	
年	
度	
般	
會	
計	
嵗	
入	
莀	
出	
决	
算	

***************************************		TELEVISION & TOTAL TO STATE IN SECTION	The state of the s	*	MANAGEMENT ALABORITA AL REST AMA A COMPANION A CUITA AN TREMESTA DE		*
		五七	四九九、八八三、八八七	0	大七三、六三一、三1六	1.1411.4151.1000	庫支出金
		九九九	四四七 "八九九	0	四六、四二四、九三九	ゲークス・ハゼニ、ハニハ	使用料及び手敷料
		<u> </u>	四、九四九、四二六	0	三年二二三四	八、四六一、五五0	分担金及び負担金
*.		五四	0	1、七九二、九七六	玉、O八O、一八七 1、七九二、九七六	三、二八七、二一1	公企業及び財産收入
		100	0	0	000,1410,4014	000, 1110, 4011	地方配付稅
		1층	0	四六四、六三一	に置いた	セス セ、 000	目的稅
			0	三七、八七三,九一九	ニニセ、九宝ニ、八三〇ニセ、八七二、九一九	100、0七九、九0.	須 立 稅
		呈%	○ 圓	三、三、三、四回	五三六、一九七、四四一二八、三三七、五四〇月	五〇七、八五九、九〇一	縣
	,	の比率	减	增			
考	備	する決算額 と関類に対	豫算額に比較して	豫算額	决 算 額	豫 算 額	科目

12711

新	なが、一地で、「一世の人、「三七一」「三つり、「正の)、四四七、次が、一地で、一世の、「二七一」(三七)、三五、「四二、四五七)、「四五七)、「四五七)、「四五七)、「四五七)、「四五七)、「四五七		縣 職 員 費 三四、四五、〇八三 三〇、五三〇、四八六 三、九三八、五九	會議の費れ、六八、七六一九、六六二、九一三一一八八四回	A B 像 算 額 決 算 額 不 用 額	歲出		縣 債 四八、1五0、000 110、六九、000 0 1七七、四八一、000	雜收入 空、空、行四 画、豆、大大大 0 19、大七十二八	繰 d 金	繰入金 50,000 50,000 0 0	卷 附 金 n=、n=、n=、n=、n=、n=、n= n= n
ニ、六二〇、九七〇	及え繰越額 六二、宝三、七〇〇	九三〇、七七五九三〇、七七五九三〇、七七五	三、九二八、五九六	一八、八四八	用額		七七〇、九三七、二二二	000、17年、四八一、000	0 1三、六1七、二八	0 四玉、九九0	0	〇四、大四三、三八
	٠	三九	六	九%	の より では から		心		七 九	九九九	100	九

考

鳥取縣公報

1 1 3 1

號

外

昭和二十四年十一月三十日

(第三種郵便物設可)

四ノ五

	\equiv	
	種	
	郵	
	便	
•	物	
	認	
	可	
	$\overline{)}$	
	四	
	1	

	四ノ七	(第三種郵便物認可)		昭和二十四年十一月三十日	外間	鳥取縣公報號
٠						,
	仌	1,044、400	0	1八、0五四、三八三	110、111、0公司	合計
	四八	一、天〇、王四	0	一、四六三、七三〇	三、0四四、四八四	縣立病院事業費
	100	=	0	三、二八五、九七八	三、二八五、九八0	競馬事業費
	兲	宝七、八六七	0	二三五、七八四	五八三、六五一	物產斡旋事業費
* · · ·	九二	选八、四 C	0	六、〇二1、1四八	六、五六九、五五八	無畜農家解消事業費
	九	10至、九0三		一、一九一、五九八	一、二九七、五〇一	事業
	100	0		翌、五一六	四五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五	獎 勵 資 金
•	二九	.0	六二、四二	三、七四六、七三五	11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/	事業
	全	10八、四二四	0	大三、一七四	七四〇、五九八	縣立實業學校實習費
	三九	0	1110	四三七	404	學校生徒獎勵資金
	110	0	八八〇四	八九、六七0	人〇、人公六	就學獎勵資金
	1七1	0	九、六四七	450、原1	11175000	教育资金
	받	当	0	二十二二	三、六五五	類 類 資 金 男女青少年團 休事 業
	九 _九_	六、全	0	148,218,1	三二二二三三	災害救助基金
						Committee of the control of the cont
*		A. GÉ				

				ī							-				īl
The state of the s	會			歲	豫	諸	公	選	統	財	都	地	農	產	
対る事業特				出		支			計		市計	方		業	鳥取
特	計			合	備	出	債	擧	調	產	畫	振	地	經	鳥取縣公報
殊 資	f.r.		昭	'			•		査	25	事業	興		'濟	報
金	名		和	計	費	金	費	費	費	費	費	費	費	費	號
-	豫	歲	二 + 三	繼續費繰越額 四、000										•	
1	算	7	=	費 繰二											
10.000	31		年 度	越荒	•	葦	也、	10,	=	=	æ	Æ .	三王	100	外
, / 叠圓	額	入	特	冥 尧	100.000	三六五、五九〇、七五四	七、三羌、大	10、丢九、1四1	三、八六六、二八七	二、九六九、六一八	五、1六六、五四五	五、古九、九九	二三五、六七六、1五二	三四、三八0、共宅	177
	决		別	8公	8	宝品	<u>汽</u>	29	구 같	六八	選	丸	王	类	和一二
	算		會計	一、冥		=	-2.						=		昭和二十四年十一月三十日
=		-	歲	三元		究 二	三年	0,0	10°C	二、九		五五		之之	年十一
三 一 三 <u>三</u> 圓	額		入 歲	モニ		二八九、1二五、八四七		10、0克兰、三六五	1三、00至、九二	二、九六三、O五C	五、一一四、九四五	年、年〇年、年四四	一大一、三六、七三の	七三元	月三
	豫算		此出	「四二、三九、翌年度え繰越額	0	-七_	三	<i>3</i> i.		0	<i>玉</i> .	74	7	九六七十三四十翌年度え繰越額	十日
二 : :	増加に比較		决	一度 定									*	度。) 2
	上上		算	操越										え 繰 哉	第三種郵便物認可)
	減して			額											郵便
0圓				100、101、0公		芸品	+	lara.	-				八 量	二、四三、三九	物認
	る算い			100 N	100,000	大、四六四、九〇七	せ、大二、合う	空宝、八七六	人公人	六、五六	五1、六00		(三)	三畳	H)
=0/	のす 豫 より は り り り り な り れ り り れ り り に り れ り れ り に り れ り れ り れ			二六百	8	0	<u> </u>	关	某	<u> </u>	8	型	8 등	<u> </u>	四
= 70		٠,													四ノ六
	備			夳		芜	仝	盐	盐	九九九	九九九	杂	占	些	
1							74	11.		74	76		F.3		
		, i													
	考														

號

獎自 印 縣立病院事業 無畜農家解消事業費 畜牛增殖獎勵事業費 縣立實業學校實習費 社會事業特殊資 業獎勵 資金 金客 救助基金 校生徒獎勵資金 產斡旋事業費 獎勵資金 業 費 歲 豫 10、1点人, 0全 算 **ベ、玉六九、玉宝**八 三、三全、次C 三、0四四、四八四 一、二九七、五〇1 当、三川国へ川川 吾 三、 至 一 古四、五六 黑宝玉宝 合、公会 1H, E00 10~01三圓 三、空宝 114 흥 決 三、宝宝、三宝 三、三古の、八三七 「当当 一個二八四八〇 五、九八、三一六 一、一类、欢九 1回20回 第三、四三 ス、金 大、言 000 م 三、三 三年 不 三、四九三、七七 一大三、三、三 三至、六八 毛门圆 1三四、九八0 三大、九七 三尺、一宝 |第一|| 三七、四六三 10,011 ニ、交換 六百00 一、四 のす豫 る算 比決額 算に % 率額對 8 九 **.Fi.** 큿 **芯** 三九 4 七 合 考

00536

乓 シャウプ勸告と縣財政について

日本の租税制度に闘するシャウプ使節團の報告書が九月十五日に發表せられたのでありますが、政府においてはこ

係を持ちますのでその概略を御説明致します。 はいうまでもないのでありますが勸告のうち特に地方財政及び稅制に關する限り、地方自治の尊重という考へ 方が この勸告が税制に關するものであります以上税制の生命である負担の均衡化といふ點が最も大きな狙いであること の勸告に基いて國稅、地方稅を通ずる大改革を考慮して居るのであります、從つて此の勸告は縣財政上重大なる關

即ち勸告には「われわれの改革案は二つの事實を基礎としている。 强く出て居るのであつてこれが勸告の基盤をなしているのであります。

第二に現在のところ地方自治は極めて未熟な段階にあり、地方團体の財政力を强化し、これとともに、富裕地方と 第一は地方自治ということは占領軍及び日本政府の窮極の目的の一つとして宣言されている事實である。

問題としてではなく地方自治の問題として即ち政治行政の観點からこれを論じなければならないということであ 實である」と、胃頭に述べてあります、このととは地方財政稅制問題を取扱うに當つては單にこれを財政經濟の りまして、

との様な趣旨から勸告は地方財政及び稅制改正の方針を次の樣にとつているのであります。

貧困地方間の財政力を更に均等化することなくしては、地方自治の育成を望むことは極めて困難であるという事

1.地方の財政力殊に地方税總額を増加する

2. 地方税制の自主性を强化する

地方團体の支出する經費と地方稅負担との關連性を强化する

外

鳥坂縣公報

號

昭和二十四年十一月三十日

(第三種郵便物認可)

昭和二十四年十一月三十日

(第三種郵便物認可)

五ノニ

7.地方財政の調整を强化する 6. 國費と地方費との相互關係を調整する

以上の方針につきまして若干の説明を行うと共に縣財政に及ぼす影響等について申し述べることといたします。 8.縣より市町村を自治の主体と考え財源强化もこれに重點をおく

第二に地方税制 第一に地方財政力の强化でありますがこれは地方自治の擴充强化のためにはその異付であります地方財源の充實は 営然のことでありまして報告書はこの點を强調しまして地方財源の總額を七○○億圓增額することといたした であります、 即ち從來の市町村稅は大部分が縣稅附加稅であつたのでありますがとの附加稅制度が廢止されると 尙との內四○○億圓は市町村について税の増加が見込まれて居ります の自主化の問題でありますが、 これにつきましては縣、市町村の税源の分離獨立が勸告されたこと

Ø

とにより縣市町村は各々別館の税目によつて獨立して徴税することとなるのでありまして課税の自主決定權をそ

第三に地方圏体の經費と地方税との關連性の强化について申上げます 負担を痛切に身に感じて税負担に關心を持ちとれによつて縣政なり市町村政なりを批判する様になり縣政に對す 平たく云へば税はその負担が國民に如實にし 地方税に必要な性格はその税負担とその團体の行う施設に對する經費の闘連性の存するということであります。 る國民の關與と高め民主政治の發達に好ましい 市町村が持つこととなつたのであります かも明確に判るものが良いのでありまして、そうすれば國民はその ことであると主張して居るのであ りましてこの観點から地方税は

直接税中心となつたのでありま

第四に地方税負担の合理化でありますが負担の均衡をとることは税制の生命でありまして勸告も最大の眼目をとい 地方税で四○○億圓の增稅を勸告して居りますが國稅を六○○億圓輕減いたしますので國稅。 においているのであります 地方税を通じて計

自治の尊重と云ふ點を充分に御理解をいただきたいと存じます は相當重くなつたという感じを持たれると思います、然しながらこのことについては勸告の趣旨であります地方 を狙つて居りますが地方税だけを考えれば増税となりしかも直接税中心となりますので地方民にとつては地方税 算いたしますと二○○億圓の減税を見込んで居ります、このやうに勸告は國稅、地方稅の總額においては稅の輕減

税負担の合理化については

1.不動産課税の重課

2.事業税の輕減

3. 住民税の改正

4. 税目の整理

等の諸點が勸告されて居ります

10 10 10 10 10 10

第五に税制の簡易化が計られたことでありますが現在の税目は非常に興雑であり且つ市町村税は附加税中心であ ますのでこれ等の點が改正されることとなり大体に次の樣な案が考えられて居ります

外

							_==				=							ī
	•						`			入	遊	狩	漁	木	不	電	電.	H
											興	X444	業	材	動			
		•								湯	飮	獵	来	引	產	柱	話	
									,		食	者	權	取	取得			
										稅	稅	稅	稅	稅	伊稅	稅	稅	
	·													-				
余	使	接	廣	٤	金	荷	自	舟	市	同	同	同	同	同	同	同	同	
裕	用	客			_		轉		HJ									
住宅	人	人	告	畜	庫	車	車		村民									
		稅	秘	稅	和	稅	稅	稅	氏 稅								-74	1
				,														
												遊	狩	漁	木			
												與	獵	業	材			
												飲食	者	權	引取			
ı	1	1	1	1.	I	1	1	ſ	I,	I	1	段稅	稅	稅	稅	1	1	
	.1	<u>'</u>	'.															
		接	廣			荷	自		地	入						電	. 1	
		客					轉		方							ماما		X
		人	告	• .		車	車		所得							柱		
J.		稅	稅	1	j	和	稅	J	税		- 1	ſ	1	1	. 1	稅	ļ	
·.	.'								-									4
廢	廢			廢	廢			廢							廢		廏	I
止	뫄			止	止			止							止		止	
																		1
																		11

1	F															
	₽.	自	船	鑛	電	酒	入	鑛	特	事	家	地	道	道		
		動			氣	消			別		-		府		現	
	道		舶	區	ガ	-111	湯	產	所	業	屋		縣	府		-
İ		車			ス	費			得				民	n de c		勸
<u>^</u>	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	租	稅	縣		告
Total Alberta Market	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		市		NC NC
I		1.4	1.0	1.3	1.5		1.3	113	173	נייו	1. 3	附		'''		j.
												加		町	行	る
ſ												稅	1	村		稅
-	-								_				,			目
***************************************				鑛	電		入	鑛	Pf		•			道		改
				區	氣		場	産	カ 個					府	改	正
				inc.	200		20	e-15	ſ				•	No		案
	l	1	I	稅	稅	1	稅	稅	秒	È	Í	ı	1	縣		
	軌	自			ガ	/						~ 1				
# fi	É	動									定	Ž		-		
	道	車			ス						翟	ŧ		町	正	
¥.	稅	稅		1	稅	[İ	J			£	È	}	村		
			廢			廢				***************************************			廢			
-			ık.			止							· 股 止	· di	肯	
			и.			ملك							1112			
										,						
, r	*	*														
								*							`	
-														湋	Š	
								_							·	

外

昭和二十四年十一月三十日 (第三種郵便物認可)

合

00541

4-稅 目

第六は國費と地方費との關係を整理されたことでありますがこれは今回の稅制改正の前提であり更にその前提とし て國と、 縣と、市町村間の事務の配分を再編成する必要のあることを强調して居ります

るのであります 尙との事務配分は市町村、 道府縣、 國の順位とすることを報告して居り市町村を行政の基盤として重要視して居

次の點を云つて居ります。 この事務配分によりまして、 これに則應する様に國、 縣、 市町村の負担關係の調整を行ふべきであると指適し、

1,全額政府負擔の補助金は廢止すること。

る」と述べて居ります。 なのか地方團体なのか判らなくなつてしまう」又「これでは地方團体が政府から不當な十渉を受けることにな この様な事業は國で自らが直接行ふべきであるとして「現行制度では住民はその施策の眞の責任者は一体政府

2.一部負擔金の廢止、災害復舊費の全額を國庫負擔とすること

この理由は行政責任と經費負擔の不明確、國による地方財政えの關與、 財政力の異る地方圏体間の財源調節

Ó

不徹底、災害による地方財政の壓迫等を舉げて居ります

第七は地方財政の調整を強化することであります現行制度では地方財政の調整方法として配付税制度があるのであ えて一般平衡交付金制度の創設が考えられたのであります。 この制度では地方財政上必要な額が確保されない、 即ち勸告書の根幹となつて居る二つの意見として最 又配分の方式が適當でないという理由でこれに代

第八の市町村を自治の主体として考え、財源强化を市町村に重點をおくごいう點につきましては、 ところで盡きて居りますので省略いたします。 でありまして、これによつて各團体間の行政の質と量及び、稅負担の均衡化を計ることを狙つて居るのであります 吸收されるものもありますので、これ等の計畫によつて一應定められたのであります。 説明致しました様に、國費、地方費負担區分の改正のために相當の國庫負担金が整理されまして、この交付金に 一般平衡交付金は各府縣市町村の標準財政需要と、課稅額とを測定してその差額を補塡するために交付されるの 策として、この制度を强調して居ります、この交付金の額を一干二百億圓と勸告して居りますが、これは前項で 初に記述いたしました内の、 第二點であります「富裕地方と貧困地方間の財政力の均等化」の問題を解决する方 旣に記して居る

度の設定などは本縣財政の運營に重要なる關係を持つて居りますので、此の問題の推移については、私共といたし れます以上、本縣の樣に財政の自主性に乏しく國庫補助金、配付稅等、國庫に對する依存性の極度に强い縣といた 以上勧告書の主要なる點につきまして、説明いたしましたがこの勸告書に基いて行はれる税財政制度の改革の内容 本縣財政の特殊事情を説明し本縣の樣な貧困なる團体に適用する樣な財政措置が講ぜられる樣努力いたして居る次 ましても縣民各位とともに、重大なる歸心を持たなければならないのでありまして災中央に對しても機會ある度に についてはその確定をまちまして次回の公表で詳細に御報告いたしますがこの改正の重點が上述の樣な諸點におか しましては、縣財政に多大の影響を持つのであります、殊に平衡交付金制度の創設と災害復舊費の全額國庫補助制

美国社会

鳥取縣公報

號

昭和二十四年十一月三十日

(第三種郵便物認可)

五ノ t

* * * * * * * * * * * * * * * * * * *													v.		
合	そ	警	災	產	農	普	保	社会	敎	費			1.	六	,
			害	業	業	通	健	百及烙				縣	縣	縣	
	Ø	察	復	經	土	土	衞	社會及勞働施設	育			の現	,	縣債、	
			舊	濟	木	木	生	施設	,	途	縣	在額	債		
計	他	費	費	費	費	費	費	費	費	765	<i>j</i> -1+	は次		借入	
									•	現二	債	緊 債の現在額は次の通りであります		金及	
熭	三		中、	九	四	园	=		, =	現一在石田	現	りであ		び	
1三元、九人〇、〇九三	一一三兄、三三	分光、一台	七一、四三、八三〇	れ、六七二、九八八	四、一二八、九七四	二四、二六十八二六二	三二三二、八三八	1厘~000	二、兄二、古中	三月	在	めり本		施産の	
오=		云 谷	<u> </u>	<u> </u>	九七四	<u> </u>	<u> </u>	8	空四	額末		Ť		お	134
九九		-	四	<u> </u>	=	夳			-	借 至自	潮			時借入金及び財産の狀况について	
1九八、六六〇、000		五、1三0、000	型、三八二、000	000~140~中国	14、1四六、000	六二、九三九、000	1四、七八五、000	公式,000	000,000 E	五 五 二 四 四 四 四	調			つい	
000	0	000	000	000	(7000	000	000	000	00 m	谷見	: .			τ	
					-					九四月間增減額					•
六九		-1-	四、六	25 25	17	ニ、セ	÷.		八	漫凝	1			4	
一六、九七八、四八二	1萬/第0到	支、全	四、六五七、五六八	四、四九三、五一四	1、七六八、九10	三、七1八、10元	当、	三、八00	公司、公共四	還 額 額	_=	٠			- {
-	<u> </u>	==	<u></u> 穴	74	_ 0_	五_		<u> </u>	天吗	概刻	一四、九、三〇現在				41
三. 三.	三	玉		垂	九	읔	一		四	債理	九、一				
三二、六六二、六10	三四、三九三、八二元	五、二人〇、三〇七	1四、0六、云	出了1第0、图书图	一九、五〇六、〇六四	人三、四八八、二三	一七、三九六、五〇〇	元0岁7100	至10%	縣 債現在額					
<u>^10</u>	公元	10E	풀	四十四	몷	垂	<u>\$</u>	00	四、年70、八二二		在				
,										備					1
									•						
															#
							•								
										考					
										1					.

號

鳥取縣公報

外昭和

昭和二十四年十一月三十日

(第三種郵便物認可)

大

(第三種郵便物認可)

六ノニ

業及び公共事業はなるべく實施するべく考究中であります ては受益者からの寄附金の收入或は純縣費の補塡等によりまし、緊急にして、産業振興上に必要なる災害復舊事 豫定であります。又本縣財政上より見ましても多額の縣債を持ちますことは將來これが償還のために相當縣財政 を壓迫することになりますので健全財政の見地から努めて起債は抑制することゝしこの起債の不足額に對しまし 次に本年度の起債は經濟安定九原則の實施により極度に抑制せられまして當初計畫の六四%程度に縮減せられる

尙との本年度縣債は目下政府に承認申請中であり又預金部資金の融資が確定致しませんので未だ借入しておらな のであります。

74 年 度 É 額 調

(單位千圓)

			**************************************			epter popular LLM		
	45	合			二、公	一、非	區	
			一 般 事	災害復	共事	公共事	<i>\$</i>	
ţ.		計	業費	舊費	業費	争業費	分	昭和
				-	•		決起	- H
		四七	· 돌	盖	<u></u>	<i>3</i> .	識	四年
Ç	***	四十二、0 0	(大三、三九)	宝さ、三二〇	图10 岁10	五. 三00位	額債	B
	(豫本 年	県作
		155,010	三天、ISC	44	三天,0:0	5	定度 實	至
		010		014.44	0:0	000,000 E		客
		=	А	-e-	<u></u>		(內定)	1
		1 / 至 / 五 0 0	全、至00	兲、000	100元至00	100°,000 110°,000	額認	
p	U) T						承對當初計	
		益	五四	宝	夳	- 8%	割っ置	<u>}</u>
. 4							不差	
		当、 至 (至 (せ!!、八00	1九、七三0	汽车 (0	•	足引	Ì
		<u></u>	<u> </u>	ö	<u></u>	! pr	類認	
							備	
ř	₩ 							
			į				考	

1000

potuf

2.

時

借

入

金

年度當初には多額の一時借入金を要しまして、

百餘萬圓借入していた狀况でありますが本年は借入利子も相當多額となりますので効率的な經理の運用によつて

本年度の統一時借入金は五月に参千萬圓を約一ヶ月間借入したのみで九月末現在は皆無の狀態であります、

前年度においては延五回借入れまして九月末借入現在額は壹千八

毎年

抑制に努めた次第であります

和

二 十

四

年

度

至自

九四

月月

時

借 入

金

借

入

狀

况 調

3. 產 K 2 V 借

入

金

額

借

入

先

借入期日

期還(豫定)

利

쬭

摘

要

000°,000°,000

陰

合

同

銀

行

一回、六、一四

日步

三錢八厘

本年九月末現在に 立建土 おける縣有財産は左記の通りであります。

八七八、

==, 一九五、 二六、

> 三六〇 九七七圓

四八、九三八坪三四八七八、六九五坪一一

六三五、二〇〇石

五〇台 一九隻

四

五 三 Q 〇三六、 七五三、 一七八、

動

蝥

金

等車舶木物

昭和二十四年十一月三十日

鳥取縣公報

號

外

(第三種郵便物器可

大ノ三

五六八、

七五

₹ ţ

五二、 九一〇

七八〇五〇

七ノー

然し私共は今回のシャウプ勸告による地方税財政制度の改革に多大の期待を持つのでありましてこれらの実現に されることが多いのでありまして、このことは縣の財政計画樹立の上に障害となつているのであります。 以上縣財政の実情を述べましたが何分縣財政が中央に依存して居りますために、国家の意志によつて財源を左右 産的事業をどし! より縣財政を確立し、より明るい、希望のある縣政を推し進めまして、縣民各位の福利を增進する、建設的、生 **〜実施いたしたいとの强い念願を持つているでのあります。**

t

す び

つきましては縣民の皆様も格段の御協力を重ねて御願い申上げます。